

第 1 0 章 介護保険事業の円滑かつ適正な事業運営を目指して

第 10 章 介護保険事業の円滑かつ適正な事業運営を目指して

1 介護サービスの質の向上について

介護保険施行後、サービス利用は年々増加し、在宅サービスの利用者においても増加傾向にあります。

高齢者が安心して、介護サービスを受けることができるよう、また、事業者による良質なサービス提供がなされるよう、サービス事業者の資質向上や人材の資質向上を目指していかなければなりません。

(1) 居宅サービス等の質的向上

介護予防サービスのケアマネジメント

介護予防サービスを提供する際、軽度認定者の支援要素に対応したサービスメニューが必要であるため、介護予防ケアマネジメントの過程で設定される個別の目標に基づき、一体的なプログラムとして提供します。

また、利用者の意向に基づいて専門家の支援も得ながら、利用者の生活機能の維持・向上に対する積極的な意欲を引き出す働きかけを行います。

介護支援専門員の中立・公正な活動の確保

ケアプラン内容や家族・利用者への説明が、介護支援専門員が所属するサービス事業者の利益誘導となることがないように、介護支援専門員として中立・公正な活動の確保を目指し注意を払います。

介護支援専門員の資質向上

介護支援専門員の資質向上について、三朝町地域包括支援センターが開催するケア会議でケアプラン作成のための研修・事例検討会等を実施することはもちろん、資質向上を目指した研修等を企画するなどし、町民から愛される介護支援専門員となるよう助言・指導します。

住宅改修・福祉用具の適正な活用と促進

住宅改修及び福祉用具購入に関する給付について、理由書及び関係資料のチェックはもとより、住宅改修事業においては、事前申請・着工前の現地確認等を実施し適正な給付に努めます。

(2) 施設サービス等の質的向上

地域に開かれた介護保険施設となるよう世代間の交流や地域事業への参加など呼びか

け閉鎖的な施設にならないよう日常的に訪問し施設事業者とのコミュニケーションを図るとともに適切な事業運営の推進に努めます。

(3) 「介護サービス情報の公表」制度の活用

サービスについても、地域の事業所で安心してサービスが受けられるために「介護サービス情報の公表」制度の活用を支援する他、介護サービス利用者やケアマネジャーが有効に活用できるよう制度の周知に努めます。

(4) 介護サービス事業者の運営基準の遵守

町内にあるサービス事業者を定期的に訪問し、サービスの提供内容や運営基準の遵守などを確認していきます。

また、地域密着型サービス事業所（本町2ヶ所）については、本町が指導する立場となることから、厳正な監査を実施していきます。

2 苦情窓口体制

介護保険の苦情対応体制は、保険者として本町介護保険担当が迅速に対応いたします。
(中部総合事務所福祉保健局・介護保険事業者などとの連携)